

## 小名浜港コンテナ利用促進助成事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 福島県小名浜港利用促進協議会（以下「本協議会」という。）は、小名浜港を発着するコンテナ航路（以下「小名浜港コンテナ航路」という。）の利用促進に寄与するため、小名浜港コンテナ航路を利用してコンテナ貨物を輸出及び輸入（国際フィーダー航路を利用して、移出したコンテナ貨物を他港から輸出する場合及び他港で輸入したコンテナ貨物を移入する場合を含む。以下同じ。）した荷主に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「荷主」とは、船荷証券上の荷送人若しくは荷受人をいう。ただし、商社との契約などにより、船荷証券上に記載されていない者であっても、実質上の荷主であることが確認できた場合には、これを荷主とみなすことができる。

2 この要綱において、長さ 20 フィートコンテナ 1 個分のコンテナ貨物を「1 TEU」という。

### (助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

### (助成対象者)

第4条 助成金は、次の各号のいずれかに該当する荷主に交付することができる。

- (1) 小名浜港コンテナ航路を利用したことがない荷主で、新たに 200TEU を超えて小名浜港コンテナ航路を利用した者（以下「新規利用大口荷主」という。）。
- (2) 小名浜港コンテナ航路を利用したことがない荷主で、新たに小名浜港コンテナ航路を利用した者（以下「新規利用荷主」という。）。
- (3) 小名浜港コンテナ航路を利用したことがある荷主で、小名浜港コンテナ航路を利用した者（以下「継続利用荷主」という。）。
- (4) 小名浜港コンテナ航路を利用したことがある荷主で、小名浜港コンテナ航路を利用し、かつ、令和元年度の同航路における利用実績よりも、100TEU 以上取扱いを拡大させた者（以下「継続利用拡大荷主」という。）。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額及び上限額は、別表第1のとおりとする。

### (新規利用大口荷主の指定)

第6条 新規利用大口荷主として助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ新規利用大口荷主採択申請書（第1号様式）を本協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、採択の可否を決定するとともに、決定の内容を新規利用大口荷主（採択・不採択）決定通知書（第2号様式）により、申請をした者に通知する。

(事業計画の変更等)

第7条 前条第2項の規定によって採択を受けた荷主が、助成対象期間中に新規利用大口荷主としての基準を満たさないことが明らかとなった場合、又は荷主の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく小名浜港コンテナ利用促進助成事業（新規利用大口荷主）変更届出書（第3号様式）により、会長に届け出なければならない。

2 会長は、前項の届出があったときは、その内容を調査し、当該届出が適当であると認めたときは、計画変更（廃止）承認通知書（第4号様式）により、届出人に通知する。

(助成金の交付請求)

第8条 第6条第2項の規定により採択を受けた新規利用大口荷主が、助成金の交付を受けようとするときは、小名浜港コンテナ利用促進助成事業（新規利用大口荷主）助成金交付請求書（第5号様式）に当該貨物に係る船荷証券を添付して、会長に提出しなければならない。

2 新規利用荷主又は継続利用荷主が、助成金の交付を受けようとするときは、小名浜港コンテナ利用促進事業助成金交付請求書（第6号様式）に当該貨物に係る船荷証券を添付して、会長に提出しなければならない。

3 継続利用拡大荷主が、助成金の交付を受けようとするときは、小名浜港コンテナ利用促進助成事業（継続利用拡大荷主）助成金交付請求書（第7号様式）に当該貨物に係る船荷証券を添付して、会長に提出しなければならない。

4 助成金の交付請求は、原則として1荷主につき1回とする。ただし、交付請求が別表第1に掲げる助成対象貨物量（以下「助成対象貨物量」という。）に達しなかった場合にあっては、助成対象貨物量との差の範囲内において、1回に限り再度の交付請求を行うことができる。

(助成金の交付の決定)

第9条 会長は、前条の規定による助成金の交付請求があったときは、当該請求に係る書類等の審査及び請求内容についての調査等を行い、助成金の交付の可否を決定するとともに、決定の内容を請求者に通知する。

2 前項の規定による通知は、交付する場合は小名浜港コンテナ利用促進助成事業助成金交付決定通知書（第8号様式）により、不交付とする場合は小名浜港コンテナ利用促進助成事業助成金不交付決定通知書（第9号様式）により行う。

(暴力団等の排除)

第10条 会長は、請求者である荷主又はその使用人が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると確認されたときは、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第11条 会長は、請求者である荷主が、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領したと確認されたときは、助成金の返還を命じるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月15日から実施する。

別表第1（第5条関係）

助成対象者	助成金の額	助成対象貨物量	上限額
新規利用大口荷主	一律 100 万円	200TEU 以上	—
新規利用荷主	輸入 1 TEU あたり 1 万円	40TEU 以下	40 万円
	輸出 1 TEU あたり 2 万円		80 万円
継続利用荷主	輸入 1 TEU あたり 5 千円	30TEU 以下	15 万円
	輸出 1 TEU あたり 1 万円		30 万円
継続利用拡大荷主	継続利用荷主の上限額に加え、一律 20 万円を加算	前年比 +100TEU 以上	—

備考 荷主が輸入及び輸出を取り扱う場合は、輸出を優先して算出する。

別表第2（第10条関係）

<p>1 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」）という。第2条第2項に規定する団体をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）及び暴力団関係者（暴力団以外の者であって、暴力団又は暴力団員に協力し、又は密接な関係を有していると認められるものをいう。以下同じ。）と認められる者</p> <p>2 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>3 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を与える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者</p>
---